

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 18 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	高効率ヒートポンプ導入による冷温水製造システムの省エネ化事業
排出削減事業者名	高矢製麺株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	高矢製麺株式会社 (福岡県行橋市大字今井字文久 3212-1)
事業の概要	本事業は、既存の冷温水製造システムに高効率のヒートポンプ及び熱回収型ヒートポンプを導入することで電力使用量、重油使用量を低減し、システムの省エネルギー化を図るものである。
排出削減量の計画	2012 年度： 19 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 19 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 3 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源設備の更新 002-A ヒートポンプの導入による熱源設備の更新(熱回収型ヒートポンプ)

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2013年1月25日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：高矢製麺株式会社 (福岡県行橋市大字今井字文久 3212-1)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(重油焚き蒸気ボイラ及び冷凍機)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で12.1年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 高矢製麺では、製麺工程で多くの熱を利用している。A重油を使用するボイラーによる蒸気供給によるCO2排出は予てから懸念材料となっており、より低炭素かつ高効率なシステムにより省エネを達成しつつ、CO2排出削減に貢献したいという組織の想いと国内クレジット制度の意義がマッチして申請に至ったことを事業者への質問により確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

排出削減方法論に基づいて実施されること

1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002,002-A に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。

【方法論 002: ヒートポンプの導入による熱源設備の更新】
適用条件 1 については、既存熱源設備よりも高効率のヒートポンプを導入していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業で導入するヒートポンプは温水製造のために使用するものであることを現地確認及び関連資料により確認している。

適用条件 3 については、本事業によりヒートポンプを導入しなかった場合、既存の熱源設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 4 については、ヒートポンプで生産した温水はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。

【方法論 002-A: ヒートポンプの導入による熱源設備の更新 (熱回収型ヒートポンプ)】

適用条件 1 については、既存熱源設備よりも高効率のヒートポンプを導入していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業で導入する熱回収型ヒートポンプは、冷水及び熱回収機能による冷温水の製造のために使用するものであることを現地確認及び関連資料により確認している。

適用条件 3 については、本事業により熱回収型ヒートポンプを導入しなかった場合、既存の熱源設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 4 については、熱回収型ヒートポンプで製造した冷水及び温水はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。

2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。

3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。

4 . 特記事項

- ・ 本事業において、既存空調設備でフロン冷媒(R-22)が使用されていることを確認している。なお、当該機器は更新後もバックアップ用として残されることをあわせて確認した。